

制 定	2007 年 6 月 2 日	定 款	規程番号	基－ 1
改 正	2021 年 3 月 12 日		ステラファーマ株式会社	

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ステラファーマ株式会社と称する。英文では STELLA PHARMA CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品の製造販売に関する業務
2. 医療機器の製造販売に関する業務
3. 医薬品・医療機器の研究開発、製造、販売および輸出入
4. 医薬品、医薬部外品および医療機器の研究、開発、製造もしくは販売に関する受託業務
5. 化粧品、医薬部外品、試薬、試薬原料、顔料、動物用医薬品および動物用医療機器の研究、開発、製造、販売および輸出入
6. 前各号製品の原料、材料の製造および輸出入
7. 前各号の製品、原料ならびに材料に関する特許権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権およびノウハウの取得、保有、売買、使用許諾、管理および運用
8. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、79,840,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引または公開買付により自己の株式を取得することが

できる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元株式数に満たない数の株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(基 準 日)

第 13 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権とすることができる。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類

に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条 株主またはその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を 2 人以上の者に行使させてはならない。

（株主総会議事録）

第 18 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 4 名以上 10 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

3 当会社は、取締役が欠けた場合、または法令もしくは定款に定める取締役の員数を欠くことになるときに備え、補欠の取締役を選任することができる。

4 前項の補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

5 第 3 項の補欠の取締役の選任に関する決議については、第 1 項および第 2 項の規定を準用する。

（取締役の任期）

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠または増員で選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長を各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに、各取締役に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することがで

きる。

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任および任期)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金配当等の決定機関)

第 36 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 38 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 剰余金の配当には利息を付けない。